内閣人事局のイメージ（未定稿）
（国家公務員制度改革推進本部顧問会議　報告）

【資料4】

内閣官房　内閣総務官室

内閣の庶務	人事行政に関する機能

移管

内閣人事局
＜人事管理に関する戦略中枢機関＞

●基本な役割・機能
○幹部職員等に係る一元管理事務を担う
○政府全体を通ずる国家公務員の人事管理についての説明責任を負う
→この任務を十全に発揮するため、国家公務員全体の人事管理に関する制度及び運用の全般について、PLAN機能・ACT機能を担う
（⇔ DO機能は基本的に各府省が担う（一元管理事務を除く）
⇔ CHECK機能は各府省・第三者機関と機能に応じて分担）

総務省人事・恩給局

人事	恩給

人事行政機能は移管

総務省行政管理局
機構・定員管理

＜両論併記＞
・組織管理は内閣に近い機関で行うべき
・人事の都合で組織管理が行われるおそれ

内閣府

官民人材交流センター
離職後の就職の支援
官民人材交流の支援

再就職等監視委員会
再就職等規制に関する
・違反行為の調査
・例外承認

人事局がPLAN
センターがDO

PLAN機能等を移管

企画立案に
一定関与

財務省理財局
宿舎

人　事　院

勧告・意見申出 公平審査	分限・懲戒等 （・少なくとも基本的な企画立案機能は移管）	試験、任免、給与、研修等 （・試験、任免、給与、研修のPLAN機能は移管 ・試験・研修のDO機能は、内閣人事局が担うが、人事院又は民間に委託も検討）

○内閣人事局は総人件費枠の中で、各府省への具体的配分・調整機能を担う

財務省主計局

予算のうち、給与及び旅費に関する部分	共済

＜人事院の機能移管方針＞
【公正・中立性の確保】
・内閣人事局はPLAN機能・ACT機能を担い、人事院は公正・中立性が確保されているか事後CHECK機能を担うこととする方向で見直し
【労働基本権代償措置】
・基本権制約の下で勧告・意見申出機能、公平審査機能は引き続き人事院が担う

【内閣人事局の組織のあり方】
○長は事務次官に指導力を発揮しうるハイレベルポスト
○内閣人事局幹部職員は原則として出身府省へは戻らないものとする